

ファミリーライフサービスの【フラット35保証型U-80】

「変わらない安心」はそのまま、融資金額が建設・購入価額の[8割以内]又は[9割以内(返済負担比20%以内)]の場合には更にお得な金利で、フラット35をご利用できます。

2025年
7月 ご融資
実行金利

住宅のご取得にあたり自己資金を**2割以上**お出しになる方

【フラット35保証型U-80】S

[※実質年率15.0%以下]

事務手数料(消費税込)

融資金額 × 2.2%

最低事務手数料220,000円



当初5年間

6年目以降

団信なし 年**0.950%** → 年**1.450%**

団信あり 年**1.200%** → 年**1.700%**



当初5年間

6年目以降

団信なし 年**1.200%** → 年**1.450%**

団信あり 年**1.450%** → 年**1.700%**

【フラット35保証型U-80】

団信なし 年**1.450%**

団信あり 年**1.700%**

住宅のご取得にあたり自己資金を**1割以上**お出しになる方で、

【フラット35保証型】の返済分を含む総返済負担比率が**20%以下**の方

【フラット35保証型U-90】S

[※実質年率15.0%以下]

事務手数料(消費税込)

融資金額 × 2.2%

最低事務手数料220,000円



当初5年間

6年目以降

団信なし 年**0.980%** → 年**1.480%**

団信あり 年**1.230%** → 年**1.730%**



当初5年間

6年目以降

団信なし 年**1.230%** → 年**1.480%**

団信あり 年**1.480%** → 年**1.730%**

【フラット35保証型U-90】

団信なし 年**1.480%**

団信あり 年**1.730%**

※万一の場合に備え、団体信用生命保険にお申込みください。加入されない場合、死亡・所定の高度障害などお客さまに万一のことがあっても団信の保障は受けることができません。

株式会社
ファミリーライフサービス
貸金業者登録 関東財務局長(5)第01477号・日本貸金業協会会員 第002122号
東京都武蔵野市境2-12-13 TEL 0422-37-8088 FAX 0422-37-8086
https://www.familyls.jp



お問い合わせ



0120-068-035

【フラット35保証型】元利均等毎月払い・元金均等毎月払い(6ヶ月毎ボーナス併用可)／毎月5日の約定日にお客様の預金口座より返済(休日の場合翌金融機関営業日)／遅延損害金:年率14.5%／当社を抵当権とする第1順位の抵当権設定／融資期間:①②のいずれか短い方①15年(178回)以上35年(419回)以内[1年単位]※申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年(118回)以上②返済時年齢が80歳となるまでの年数／実質年率15.0%以下／保証人不要／貸付限度額8,000万円以内

返済等でお悩みの方は

日本貸金業協会貸金業相談・
紛争解決センター

受付時間/9:00～17:00
休/土、日、祝日、年末年始 TEL0570-051-051

※当社及びローンの融資保険を予定している住宅金融支援機構の審査の結果によってはローン利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

■広告有効期限:2025年7月31日

8大疾病特約付団信用

ファミリーライフサービスの【フラット35保証型U-80】

『変わらない安心』はそのまま、融資金額が建設・購入価額の[8割以内]又は[9割以内(返済負担比20%以内)]の場合には更にお得な金利で、フラット35をご利用できます。

2025年
7月 ご融資
実行金利

8大疾病特約付 団体信用生命保険にご加入いただけます。

住宅のご取得にあたり自己資金を2割以上お出しになる方

【フラット35保証型U-80】S

[※実質年率15.0%以下]

A
タイプ

当初5年間

6年目以降

8大疾病特約付団信 年1.480% → 年1.980%

B
タイプ

当初5年間

6年目以降

8大疾病特約付団信 年1.730% → 年1.980%

【フラット35保証型U-80】

8大疾病特約付団信 年1.980%

事務手数料(消費税込)

融資金額 × 2.2%

最低事務手数料220,000円

住宅のご取得にあたり自己資金を1割以上お出しになる方で、
【フラット35保証型】の返済分を含む総返済負担比率が20%以下の方

【フラット35保証型U-90】S

[※実質年率15.0%以下]

A
タイプ

当初5年間

6年目以降

8大疾病特約付団信 年1.510% → 年2.010%

B
タイプ

当初5年間

6年目以降

8大疾病特約付団信 年1.760% → 年2.010%

【フラット35保証型U-90】

8大疾病特約付団信 年2.010%

事務手数料(消費税込)

融資金額 × 2.2%

最低事務手数料220,000円

※万一の場合に備え、団体信用生命保険にお申込みください。加入されない場合、死亡・所定の高度障害などお客さまに万一のことがあっても団信の保障は受けることができません。

株式会社 ファミリーライフサービス
貸金業者登録 関東財務局長(5)第01477号・日本貸金業協会会員 第002122号
東京都武蔵野市境2-12-13 TEL 0422-37-8088 FAX 0422-37-8086
<https://www.familyls.jp>



お問い合わせ
0120-068-035

【フラット35保証型】元利均等毎月払い・元金均等毎月払い(6ヶ月毎ボーナス併用可)／毎月5日の約定日にお客様の預金口座より返済(休日の場合翌金融機関営業日)／遅延損害金: 年率14.5%／当社を抵当権とする第1順位の抵当権設定／融資期間: ①②のいずれか短い方①15年(178回)以上35年(419回)以内[1年単位]※申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年(118回)以上②完済時年齢が80歳となるまでの年数／実質年率15.0%以下／保証人不要／貸付限度額8,000万円以内

返済等でお悩みの方は

日本貸金業協会貸金業相談・
紛争解決センター

受付時間/9:00～17:00
休/土、日、祝日、年末年始 TEL 0570-051-051

※当社及びローンの融資保険を予定している住宅金融支援機構の審査の結果によってはローン利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

■広告有効期限: 2025年7月31日

ご融資金利	● 全期間固定金利（申込時ではなく、資金受取時の金利となります） ● 融資金利は団体信用生命保険の加入有無・加入する団信の種類により異なります。 ● 融資率に応じて【保証型U-80】、【保証型U-90】、【保証型借換】の金利が適用されます。 【事務手数料を含む実質年率15.00%以下】		
ご返済方式 ご返済方法	● 元利均等返済毎月払い又は元金均等返済毎月払い ※ 6ヶ月ごとのボーナス払い（お借入額の40%以内（1万円単位）も併用できます。 ● 引落日：毎月5日 ※ 金融機関休業日の場合は翌営業日 ● 約定返済日：毎月5日		
担 保	お借入れ対象となる住宅及びその敷地に、株式会社ファミリーライフサービスを抵当権者とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。別途登記費用（登録免許税・司法書士報酬等）をご負担いただきます。		
保証人・保証料	必要ありません。		
遅延損害金	年率14.5%（1年を365日とする日割計算）		
団体信用生命保険	万一の場合に備え、団体信用生命保険をご用意しておりますのでお申込みください。 ※ 健康上の理由その他の事情で団信に加入されない場合、死亡・所定の高度障害などお客さまに万一のことがあっても団信の保障を受けることはできません。 ※ 団体信用生命保険の保険加入には審査があり、健康状態により加入できない場合があります。加入の場合は主債務者又は連帯債務者いずれかが加入となります。		
融資手数料	融資金額×2.2%（税込）※ 最低事務手数料220,000円（税込）		
繰上返済	<table border="1"> <tr> <td> 【返済期間短縮型】 (1) 繰上げ返済額 30万円以上で繰上返済日に続く3以上の回数分の元金相当額 ※ 但し、ボーナス併用でお借入れされている場合には、繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の元金相当額に併せて返済すべきボーナス返済分の元金相当額 (2) 繰上返済後の返済期間 繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間 </td><td> 【返済額見直し型】 (1) 繰上げ返済額 30万円以上 (2) 繰上げ返済後の毎月の返済額 FLSが算出した金額とします。 ※ 返済期間は変更になりません。 </td></tr> </table> ● 繰上返済手数料は無料です。 ● 繰上返済の日は毎月の返済日です。返済日の1か月前までにお申し出ください。	【返済期間短縮型】 (1) 繰上げ返済額 30万円以上で繰上返済日に続く3以上の回数分の元金相当額 ※ 但し、ボーナス併用でお借入れされている場合には、繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の元金相当額に併せて返済すべきボーナス返済分の元金相当額 (2) 繰上返済後の返済期間 繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間	【返済額見直し型】 (1) 繰上げ返済額 30万円以上 (2) 繰上げ返済後の毎月の返済額 FLSが算出した金額とします。 ※ 返済期間は変更になりません。
【返済期間短縮型】 (1) 繰上げ返済額 30万円以上で繰上返済日に続く3以上の回数分の元金相当額 ※ 但し、ボーナス併用でお借入れされている場合には、繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の元金相当額に併せて返済すべきボーナス返済分の元金相当額 (2) 繰上返済後の返済期間 繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間	【返済額見直し型】 (1) 繰上げ返済額 30万円以上 (2) 繰上げ返済後の毎月の返済額 FLSが算出した金額とします。 ※ 返済期間は変更になりません。		
火災保険	返済終了までの間、借入対象となる住宅に火災保険（任意の火災保険または法律の規定による火災共済）に加入して頂きます。※ 火災保険料はお客さまのご負担となります。		
代理受領	● 融資金は所定の手続きの上、住宅販売会社（建設会社）が代理受領することも可能です。		

- ※ 本ローンの融資金利は、資金実行時の金利が適用されます。
- ※ 本住宅ローン債権は、金融機関により信託会社等に信託され、証券化されます。但し、証券化された後も借入金利、返済期間などのご契約条件に変更はありません。また、返済手続は引き続き融資を受けた金融機関が窓口となります。
- ※ 住宅金融支援機構の住宅融資保険（保証型用）を金融機関が利用していますので、お客さまが返済できなくなり、住宅金融支援機構が金融機関に保険金の支払いを行った場合は、機構が金融機関のお客さまに対する住宅ローン債権を取得します。
- ※ 【フラット35（保証型）】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得にはご利用いただけません。第三者に賃貸するなどの投資用住宅としての利用や店舗・事務所などの目的外の利用が判明した場合は、お借入れの全額を一括して返済していただきますのでご注意ください。
- ※ ファミリーライフサービスの審査、融資保険の付保を予定している住宅金融支援機構の審査によっては、ローンご利用の希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

Family Life Service
ファミリーライフサービス

〒180-0022 東京都武蔵野市境2丁目12番13号 TEL: 0422-37-8088 FAX: 0422-37-8086
貸金業者登録 関東財務局長(5)第01477号・日本貸金業協会会員 第002122号



0120-068-035

■ ホームページ: <https://www.familyls.jp>